

## 輸出貿易管理令及び輸出入取引法に基づく輸出関係書類に記載すべき アメリカ合衆国通貨への換算率について

輸出注意事項 4 8 第 2 5 号・輸出取引注意事項 4 8 第 1 1 号 (48.4.25)  
最終改正：輸出注意事項 1 2 第 8 9 号 (12.12.28)

アメリカ合衆国通貨以外の通貨で決済される場合の輸出取引承認申請書の「総額」並びに「総価額」欄に記載することとされているアメリカ合衆国通貨への換算率は昭和 4 8 年 5 月 1 日以降当分の間、貿易経済協力局長が別に定める換算率を適用するものとする。当該換算率は原則として、毎月 2 5 日に、「経済産業公報」及び「通商弘報」に公表するものとし、この換算率を翌月記載の関係書類に適用するものとする。

なお、「輸出関係書類に記載すべきアメリカ合衆国通貨への換算率」(昭和 4 7 年 2 月 2 5 日付け 4 7 貿局第 8 3 号・輸出注意事項 4 7 第 6 号)及び「変動相場制に伴う輸出貿易管理令および輸出入取引法に基づく輸出関係書類の記載について」(昭和 4 8 年 2 月 1 9 日付け 4 8 貿局第 1 5 2 号・輸出注意事項 4 8 第 1 6 号・輸出取引注意事項 4 8 第 3 号)は昭和 4 8 年 4 月 3 0 日をもって廃止します。